

上尾市図書館要覧

令和5年度

上尾市図書館

目 次

1	上尾市図書館の沿革	1
2	施設概要	
(1)	上尾市図書館(本館)	5
(2)	上尾駅前分館	5
(3)	大石分館	5
(4)	瓦葺分館	6
(5)	平方分館	6
(6)	たちばな分館	6
(7)	上平公民館図書室	7
(8)	原市公民館図書室	7
(9)	大谷公民館図書室	7
(10)	子どもの読書活動支援センター	7
3	図書館案内	
(1)	図書館市内配置	8
(2)	案内図	9
4	利用について	
(1)	貸出	10
(2)	利用カード	10
(3)	貸出の上限数及び期間	10
(4)	返却	10
(5)	資料の検索	10
(6)	予約・リクエスト	11
(7)	相互利用	11
(8)	図書館の利用に障害のある人へのサービス	11
(9)	視聴覚ライブラリー	12
(10)	オンラインデータベース	12
(11)	新聞	12
(12)	電子図書館	13
(13)	ジャンル別雑誌リスト	13
(14)	上尾市図書館ホームページ	14
(15)	上尾市図書館公式ソーシャルメディア	14
(16)	上尾市電子図書館サービス	14
5	令和4年度の活動内容	
(1)	図書館事業	15
(2)	上尾市図書館協議会	16
(3)	子どもの読書活動支援センター事業	17

6	令和4年度の統計	
(1)	図書館資料等の所蔵状況	20
(2)	上尾市電子図書館統計	22
(3)	図書資料受入・除籍状況	22
(4)	年代別性別利用登録者数	23
(5)	施設別利用状況	24
(6)	施設別貸出資料数	25
(7)	個人利用者年代別貸出資料数	25
(8)	予約・リクエスト利用状況	26
(9)	レファレンスサービス利用状況	26
(10)	相互貸借利用状況	26
(11)	広域利用状況	27
(12)	障害者サービス利用状況	28
(13)	視聴覚教具貸出状況	28
(14)	オンラインデータベース利用状況	28
(15)	雑誌スポンサー制度	29
(16)	図書館サービス指標	30
(17)	図書館利用等の推移	30
7	図書館予算	
(1)	令和5年度当初予算	31
(2)	令和5年度当初予算の内訳	31
(3)	図書資料費の推移	31
8	上尾市図書館設置条例	32
9	上尾市図書館規則	33
10	上尾市図書館協議会条例	43
11	上尾市図書館デジタル化資料送信サービス実施要領	45
12	上尾市図書館資料収集方針	46
13	上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領	49

1 上尾市図書館の沿革

昭和43(1968)年	8月	旧上尾市議会議場で公民館図書活動の一環として蔵書数4,175冊で運営を開始
昭和46(1971)年	4月	上尾市図書館設置条例及び管理条例制定 図書館法に基づく公共図書館として発足 蔵書数13,611冊
昭和47(1972)年	5月	移動図書館「そよかぜ号」巡回開始(8ヶ所) 積載冊数1,500冊
昭和51(1976)年	5月	西上尾こども図書館開設
昭和52(1977)年	3月	上尾市図書館が上町一丁目7番1号 上尾事故処理センター跡地に移転
	8月	図書館法に基づく上尾市図書館協議会を設置
昭和53(1978)年	5月	原市こども図書館を設置
昭和55(1980)年	3月	本館新築のため図書館業務を上尾市立平方東小学校の空き教室へ移転
	5月	本館の新築工事着工
昭和56(1981)年	3月	上尾市図書館新館竣工
	6月	上尾市図書館業務開始 図書館資料をブラウン方式からバッチ処理のコンピュータ方式に切り替え
昭和59(1984)年	1月	上尾市視聴覚ライブラリー条例制定
	3月	上尾市図書館内に上尾市視聴覚ライブラリー設置
昭和60(1985)年	5月	上平公民館図書室開設
昭和61(1986)年	11月	図書館協力員制度発足 平方分館開設(平方東小学校内)
昭和62(1987)年	5月	瓦葺分館開設
昭和63(1988)年	3月	原市こども図書館閉館
	5月	原市公民館図書室開設
平成 3(1991)年	2月	大石公民館図書室開設
	3月	上尾市図書館にAVコーナーを開設 LD媒体による映像資料の視聴ブースを設置
平成 4(1992)年	2月	図書館全館でコンピュータシステム稼動 本の貸出し制限冊数を3冊から5冊に拡張
平成 5(1993)年	6月	大谷公民館図書室開設
	10月	図書館、分館、公民館図書室の資料の巡回配送サービス開始
平成 6(1994)年	3月	移動図書館廃止
	7月	上尾市図書館で音楽CDの貸出しを開始
	9月	上尾市図書館で青少年向け「YYコーナー」開設 図書のリサイクル(除籍本等の無料配布)を開始

平成 6(1994)年	10月	近隣4市1町(上尾市、大宮市、浦和市、与野市、伊奈町)の間で、公共図書館広域利用協定を締結し広域利用を開始
平成 8(1996)年	6月	上尾市図書館(本館)は、木曜日の開館時間を午後7時まで延長
	9月	瓦葺分館、事務室14㎡を増築
	10月	平方分館、瓦葺分館の開館日を本館開館日と同様とする
平成 9(1997)年	2月	図書館システムの業務コンピュータをクライアントサーバー方式に更新 館内に利用者用端末(パソコン)を導入 本の貸出し制限冊数を無制限に変更
平成12(2000)年	10月	上尾市図書館(本館)の土曜日、日曜日の開館時間を午後5時まで延長
平成14(2002)年	3月	図書館システムの業務コンピュータ更新 図書館のホームページ開設 視聴覚ライブラリー資料(16mmフィルム・ビデオテープなど)の管理、及び 図書館利用者の管理を図書館システムに統合
	7月	本館・分館・公民館図書室で、祝日と重なる土曜日、日曜日を閉館に変更 本館は、午前9時45分から開館し、平日の開館時間を午後7時まで延長 公民館図書室は、土曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
	7月	分館・西上尾こども図書館は、土曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
平成15(2003)年	7月	分館・西上尾こども図書館は、土曜日の開館時間を午前10時から午後5時までに変更
平成17(2005)年	4月	たちばな分館を開館
	12月	Web予約を開始
平成18(2006)年	1月	上尾駅前分館を開設し、カウンター業務を民間委託
	4月	公民館図書室を公民館運営管理から図書館に統合 視聴覚ライブラリーを廃止し、図書館に統合
	2月	図書館システムの業務コンピュータ更新
平成19(2007)年	4月	本館の開館時間を、全日午前9時から午後7時までに変更 本館は、月末日、祝日も閉館に変更 本館カウンター業務の業務委託を開始
	10月	西上尾こども図書館、大石公民館図書室を閉館
	10月	大石分館を開館し、DVDの貸出しを開始 分館は、月末日、祝日も閉館し、カウンター業務を民間委託 駅前分館を除く分館の開館時間を、平日は午後1時30分から午後5時まで、 土・日曜日・祝日は午前10時から午後5時までに変更
平成20(2008)年	8月	ブックスタート事業を開始
	9月	本館でDVD貸出を開始
	10・11月	図書館40周年記念図書館まつりを開催
平成21(2009)年	1月	AV資料(CD・DVD・ビデオ)の貸出制限数を3点とし、予約(1点)を開始

平成21(2009)年	1月	JR北上尾駅改札前にブックポストを設置 市内小中学校への回送車巡回を開始
平成22(2010)年	1月	AV資料(CD・DVD・ビデオ)の予約数を1点から3点に拡張
	2月	蓮田市図書館との相互利用を開始
	3月	上尾市図書館サービス計画を策定 本館エレベーター基板改修工事
	6月	桶川市図書館との相互利用を開始
	9月	図書館ボランティアの募集開始
	10・11月	「国民読書年企画 みんなでつくる図書館まつり」を開催
平成23(2011)年	3月	上尾市子どもの読書活動推進計画を策定 平方分館、東日本大震災のため施設の一部損傷。部分的開館を開始
	4月	瓦葺分館の開館時間を平日も午前10時から午後5時までに変更
	6月	瓦葺分館、開架スペースの改修工事実施
	7月	平方分館、東日本大震災被災の損傷箇所を修繕工事して、全体を開館
	10・11月	図書館まつり「こどもの未来に～図書館からの贈り物～」を開催
平成24(2012)年	2月	図書館システムの業務コンピュータをクラウド方式(SaaS型)に更新
	7月	子どもの読書活動支援センター開設 JR上尾駅西口にブックポストを設置
	10・11月	図書館まつり「本はみんなをつなぐ～本のちから 図書館のちから～」を開催
平成25(2013)年	4月	あかちゃんおはなしかいの毎月開催を開始
	5月	あっぴいぶつくる本を市内の小中学校・幼稚園へ巡回を開始
	7月	あっぴいぶつくる本(中学生向け)を市内の中学校へ巡回を開始
	10・11月	市制施行55周年記念事業図書館まつり「ページをめくれば広がる世界～ 図書館へGOGO!～」を開催
平成26(2014)年	6月	セカンドブックスタート事業を開始
	8月	読書パスポートを市内の小学生全員に配布
	10・11月	図書館まつり「知ろう! つながろう! 楽しもう! ～図書館は宝箱～」を開催
	11月	利用カードを作成希望の児童へ配布
平成27(2015)年	4月	図書館の利用に障害のある人へのサービスを拡大
	10月	歴史的音源の配信提供サービスを開始
	10・11月	図書館まつり「見つけよう私のお気に入り～さあ図書館へ～」を開催
平成28(2016)年	3月	第2次上尾市図書館サービス計画を策定 第2次上尾市子どもの読書活動推進計画を策定
	6月	図書館音訳者による対面朗読サービスを開始 ナクソス・ミュージック・ライブラリーを開始

平成28(2016)年	7月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを開始
	10・11月	図書館まつり「私たちの図書館！本のある暮らし～本はいつも私のそばに～」を開催
平成29(2017)年	9月	歴史的音源コンサートを開催
	10・11月	図書館まつり「子どもの未来から大人の生き甲斐まで～見る・聞く・調べる～」を開催
	11月	バリアフリー映画会を開催
平成30(2018)年	2月	日本十進分類法(NDC10版)に変更
	3月	子どもの読書活動支援センター5周年記念講演「えほんだいすき！あげおだいすき！本の世界への扉を開いてくれた上尾～筒井頼子さんを迎えて～」を開催
	7・8月	夏休みの間、西消防署複合施設2階会議室を大石分館学習室として開放
	10・11月	市制施行60周年記念事業図書館まつり「これからもずーと図書館！～もうひとつの私の部屋～」を開催
平成31(2019)年	4月	平方分館・たちばな分館・公民館図書室(上平・原市・大谷)の開館時間を午前10時からに拡大
令和元(2019)年	7月	たちばな分館の閲覧スペースをリニューアル
	10月	図書館まつり「一冊の本との出会いが、豊かな人生への扉を開く」を開催
令和 2(2020)年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館を実施 (3月6日から5月25日まで)
	6月	電話予約を開始
令和 3(2021)年	3月	第3次上尾市図書館サービス計画を策定 第3次上尾市子どもの読書活動推進計画を策定
	9月	電子図書館サービス開始
	10月	図書館まつり「図書館40歳おめでとう！ 粘土でバースデーケーキを作って飾ろう」他を開催
令和 4(2022)年	10月	図書館まつり「教科書から広がる図書館まつり「スイミー」」他を開催

2 施設概要

(1) 上尾市図書館(本館)

昭和56(1981)年6月2日開設

所在地	上尾市上町1-7-1		電話番号	048-773-8521
建物	構造	鉄筋コンクリート (地上2階地下2階)	目標耐用年数	令和23(2041)年
	敷地面積	1,839.62 m ²	延床面積	2,376 m ²
	建築面積	1,103 m ²	総工費	6億2,893万円
開館日等	開館日 火曜日～日曜日 休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間 9:00～19:00 (1階児童室は17:00まで)			

(2) 上尾駅前分館

平成18(2006)年1月17日開設

所在地	上尾市柏座1-1-15 プラザ館1・2階		電話番号	048-778-4111
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和29(2047)年
	敷地面積	— m ²	延床面積	242.00 m ²
開館日等	開館日 火曜日～日曜日 休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間 火曜日～金曜日 10:00～20:00 土・日曜日、祝日 10:00～17:00			

(3) 大石分館

平成20(2008)年1月15日開設

所在地	上尾市中分1-232 (西消防署複合施設2階)		電話番号	048-726-6059
建物	構造	鉄骨造	目標耐用年数	令和45(2063)年
	敷地面積	— m ²	延床面積	479.00 m ²
開館日等	開館日 火曜日～日曜日 休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間 10:00～17:00			

(4)瓦葺分館

昭和62(1987)年5月19日開設

所在地	上尾市大字瓦葺2528-3 (尾山台出張所に併設)		電話番号	048-723-1070
建物	構造	鉄骨造	目標耐用年数	令和23(2041)年
	敷地面積	1,500.00 m ²	延床面積	164.00 m ²
開館日等	開館日 火曜日～日曜日 休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間 10:00～17:00			

(5)平方分館

昭和61(1986)年11月11日開設

所在地	上尾市大字平方4354-2 (平方東小学校に併設)		電話番号	048-781-6800
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和16(2034)年
	敷地面積	- m ²	延床面積	391.00 m ²
開館日等	開館日 火曜日～日曜日 休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間 10:00～17:00			

(6)たちばな分館

平成17(2005)年4月23日開設

所在地	上尾市大字平方1713-1 (消防署平方分署複合施設2階)		電話番号	048-782-1919
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和47(2065)年
	敷地面積	- m ²	延床面積	284.00 m ²
開館日等	開館日 火曜日～日曜日 休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり) 開館時間 10:00～17:00			

(7)上平公民館図書室

昭和60(1985)年5月13日開設

所在地	上尾市上平中央3-31-5 (上平公民館に併設)		電話番号	048-775-9308
建物	構造	鉄筋鉄骨コンクリート	目標耐用年数	令和27(2045)年
	敷地面積	— m ²	延床面積	133.00 m ²
開館日等	開館日	火曜日～日曜日		
	休館日	月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり)		
	開館時間	10:00～17:00		

(8)原市公民館図書室

昭和63(1988)年5月10日開設

所在地	上尾市大字原市3499 (原市公民館に併設)		電話番号	048-721-4946
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和29(2047)年
	敷地面積	— m ²	延床面積	127.00 m ²
開館日等	開館日	火曜日～日曜日		
	休館日	月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり)		
	開館時間	10:00～17:00		

(9)大谷公民館図書室

平成5(1993)年6月8日開設

所在地	上尾市大字大谷本郷949-1 (大谷公民館に併設)		電話番号	048-781-0892
建物	構造	鉄筋コンクリート	目標耐用年数	令和33(2051)年
	敷地面積	— m ²	延床面積	197.00 m ²
開館日等	開館日	火曜日～日曜日		
	休館日	月曜日(祝日を除く)、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 (施設・設備点検等により、臨時休館あり)		
	開館時間	10:00～17:00		

(10)子どもの読書活動支援センター

平成24(2012)年7月2日開設

所在地	上尾市柏座4-3-8 富士見小学校内		電話番号	048-773-3711
開館日等	開館日	月曜日～金曜日(学校行事日を除く)		
	休館日	土・日曜日、祝日、年末年始、図書整理・蔵書点検期間 学校行事日(施設・設備点検等により、臨時休館あり)		
	開館時間	月曜日～金曜日	10:00～16:30 ※読書相談等で来館の際は、ご連絡ください	

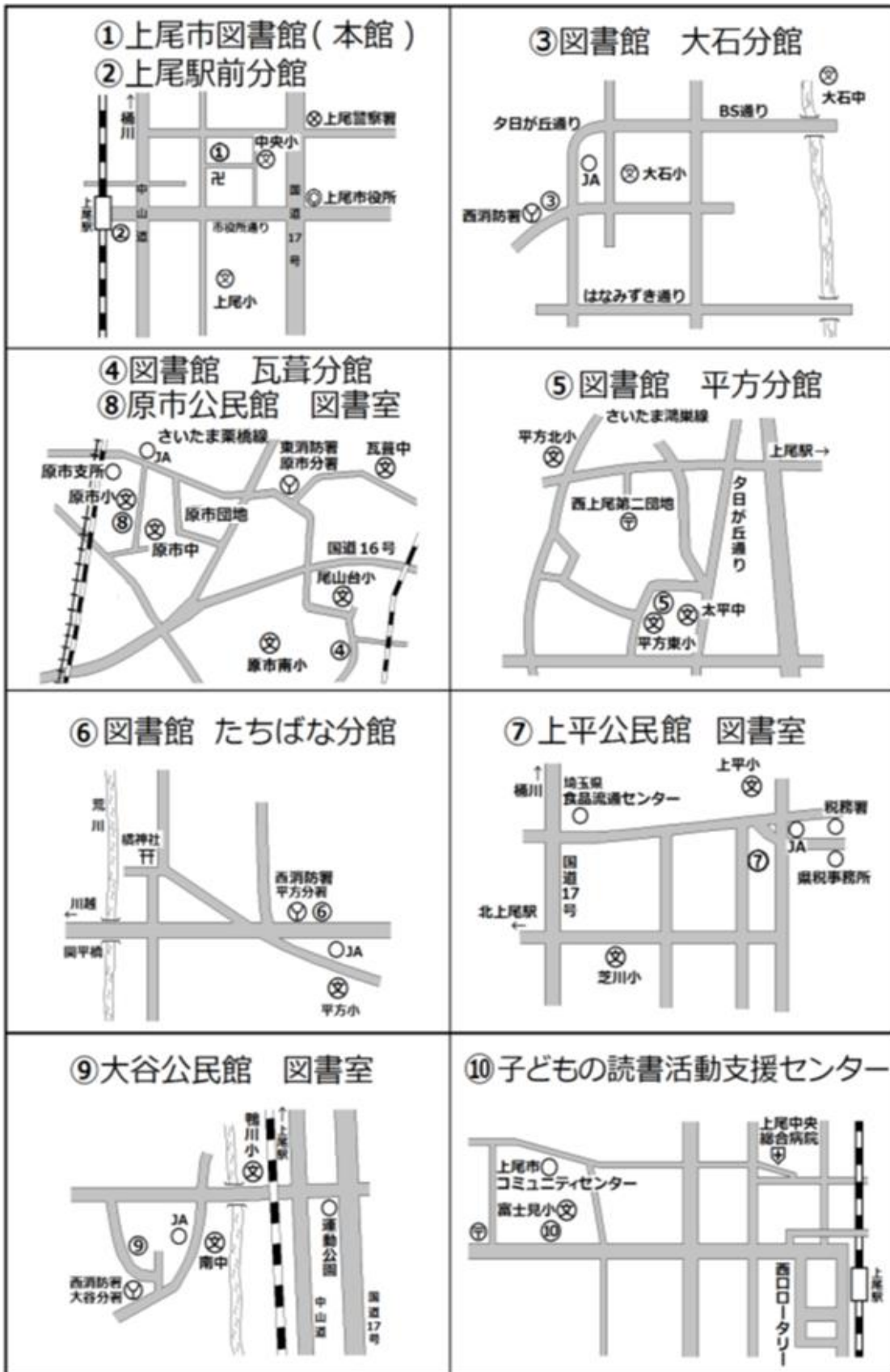
3 図書館案内

(1) 図書館市内配置



館名	住所	電話番号
①上尾市図書館	上町1-7-1	048-773-8521
②上尾駅前分館	柏座1-1-15 プラザ館1・2階	048-778-4111
③大石分館	中分1-232	048-726-6059
④瓦葺分館	瓦葺2528-3	048-723-1070
⑤平方分館	平方4354-2	048-781-6800
⑥たちばな分館	平方1713-1	048-782-1919
⑦上平公民館図書室	上平中央3-31-5	048-775-9308
⑧原市公民館図書室	原市3499	048-721-4946
⑨大谷公民館図書室	大谷本郷949-1	048-781-0892
⑩子どもの読書活動支援センター	柏座4-3-8 富士見小学校内	048-773-3711
○上尾駅西口ブックポスト	上尾駅西口階段脇	
○北上尾駅ブックポスト	北上尾駅改札口前	

(2)案内図



4 利用について

(1) 貸出

- 一般利用できる人 上尾市在住、在勤、在学の人
 - 団体利用できる人 市内に機関や事務所がある団体
 - 広域利用できる人 さいたま市、伊奈町、蓮田市、桶川市在住の人
- ※利用カードの交付を受けたのちに貸出を利用することができる

(2) 利用カード

- 利用する本人が住所・氏名等を証明するもの（免許証、マイナンバーカード、保険証、社員証、学生証など）を提示して、各図書館カウンターで利用カードの交付を申し込む
- 交付を受けたのち、利用カードは市内全館共通で利用できる
- 有効期間は3年間

(3) 貸出の上限数及び期間

一般利用

資料の種類	貸出上限数	貸出期間
図書、雑誌、紙芝居	制限なし	2週間
視聴覚（CD・DVD）	3点まで	2週間

団体利用

資料の種類	貸出上限数	貸出期間
図書、雑誌、紙芝居（開架）	50冊まで	1か月
図書、雑誌、紙芝居（閉架の児童書）	300冊まで	3か月
視聴覚（ビデオ・団体用DVD・16ミリ）	5点まで	1週間

(4) 返却

- 借りた本・雑誌は、図書館本館、各分館、各公民館図書室の他、上尾駅西口及び北上尾駅改札前の各ブックポストに返却可能
- 視聴覚資料（CD・DVD）は、直接、市内の各図書館カウンターへ返却する

(5) 資料の検索

図書館資料は次の方法で検索

- 図書館内の「利用者用端末（OPAC）」の「蔵書検索」を用いる
 - 図書館ホームページ内の「蔵書検索・予約」を用いる
- ※「利用者用端末（OPAC）」や「図書館ホームページ」の操作方法や利用方法などは、図書館スタッフに確認

(6) 予約・リクエスト

- 貸出中の資料や、市内他館にある資料は予約することができる
- 上尾市図書館が所蔵していない図書資料については、リクエストすることができる
- 図書資料の予約・リクエストの受付は、予約状態で10冊まで
- 視聴覚資料(CD・DVD)予約の受付は、予約状態で3点まで ※リクエストは原則不可
- 予約・リクエストした資料の貸出準備が出来た後、希望者へは電話またはメールで連絡する
置き期間 ①電話 ⇒ 連絡がついた翌営業日から1週間
②メール ⇒ メールが届いた日から1週間
なお、置き期間が経過した場合、その予約は取り消しとなる

ア リクエストカードによる予約

- 備え付けのリクエストカードに必要事項を記入し、カウンターに提出

イ 館内検索端末機(館内OPAC)からの予約

- パスワードを登録後、館内の検索機から貸出中の資料や市内他館にある資料を予約

ウ 電話による予約

- 図書館本館に電話して予約(上尾市図書館で所蔵している資料のみ)

エ インターネットによる予約

- パスワードを登録後、上尾市図書館ホームページから所蔵本を予約
- ※予約の他、資料の検索や貸出状況・予約状況の確認ができる
- ※パスワードの取得は、パソコンやスマートフォン等で上尾市図書館のホームページにアクセスし取得するか、利用カードまたは住所・氏名を証明するもの(免許証、マイナンバーカード、保険証、社員証、学生証など)を図書館カウンターで提示し、取得する

(7) 相互利用

リクエストされた資料を他館から借りたり、また他館から要請を受け、貸出しすることを、資料の「相互貸借」という

- 利用できる人：一般利用の他、団体利用できる人、
広域利用できる人についても利用可

(8) 図書館の利用に障害のある人へのサービス

点字及び録音図書などの郵送貸出	点字・録音資料(図書・雑誌)、音楽CDの郵送による貸出及び返却(無料)
点字及び録音図書などの来館貸出	点字・録音資料(図書・雑誌)の貸出
宅配サービス	肢体不自由や施設入所などの理由で図書館への来館が困難な人に、図書・雑誌・CD・DVDを宅配し、回収する
代理人による利用カードの申請と図書館利用	障害や病気、高齢などの理由で、図書館への来館が困難な場合、代理人による利用カード申請と予約本の受取りなどの図書館利用ができる
対面朗読	活字による読書が困難な人に 図書や雑誌を対面で読む

(9) 視聴覚ライブラリー

視聴覚機材の貸出	市内で活動する利用登録団体(営利を目的とする場合を除く)に視聴覚資料とあわせて、16ミリ映写機、プロジェクター、スクリーンなど視聴覚機材を貸し出す
視聴覚資料(上映権付き)の貸出	多人数で視聴できる、団体利用専用の映像のビデオテープ、DVD、16ミリフィルムなどを貸し出す

(10) オンラインデータベース

「官報情報検索サービス」	昭和22年5月3日から直近までの官報をキーワードや日付を指定して検索・閲覧できる
朝日新聞記事データベース 「朝日新聞クロスサーチ」	週刊朝日、AERA、知恵蔵などの検索ができる
日本経済新聞オンラインデータベース 「日経テレコン21」	140以上の国内紙から情報検索ができる
国立国会図書館デジタルコレクション 「歴史的音源」	1900年初頭から1950年頃までのSP盤及び金属原盤等に収録された音楽・演説等、約5万点のデジタル化した音源を聴ける
国立国会図書館デジタルコレクション 「デジタル化資料送信サービス」	絶版等の理由で入手が困難な資料を閲覧できる
音楽配信サービス 「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」	クラシックやジャズなどを中心とした音源を聴ける

(11) 新聞

ア 新聞リスト

No.	新聞名	本館	駅前	大石	瓦葺	平方	たちばな	原市	大谷	保存年限
1	朝日小学生新聞	○								本館 1年 分館・公民館 図書室 3か月
2	朝日新聞	●	○	○				○	○	
3	埼玉新聞	○		○	○					
4	産経新聞	○								
5	The Japan Times	○								
6	週刊 読書人	○								
7	東京新聞	●								
8	日刊スポーツ	○								
9	日経新聞	●	○		○					
10	毎日新聞	●								
11	読売新聞	●	○	○	○	○	○			
12	公明新聞(寄贈)	○								
13	社会新報(寄贈)	○								
14	しんぶん赤旗(寄贈)	○								
15	福島新聞(寄贈)	○								
16	福島民友(寄贈)	○								

※●は夕刊あり

イ 縮刷版リスト

No.	新聞名	所蔵	保存年限
1	朝日新聞	1970年1月～	永年
2	埼玉新聞	1980年4月～	

(12) 電子図書館

○24時間いつでもパソコン、スマートフォン、タブレット端末を使って電子書籍を借りて読むことができる

○1人あたりの貸出冊数・期間




冊数……（図書館で借りている本とは別に）3点まで

期間……14日間（336時間）

(13) ジャンル別雑誌リスト



ジャンル	タイトル数	ジャンル	タイトル数
幼児	6タイトル	文芸	9タイトル
児童学習	2タイトル	小説	5タイトル
ティーンズ	1タイトル	随筆・短歌・俳句	2タイトル
婦人誌	4タイトル	趣味一般	7タイトル
女性教養	9タイトル	スポーツ	17タイトル
女性一般	5タイトル	モーター	3タイトル
婦人教養	1タイトル	旅・鉄道	7タイトル
ファッション	12タイトル	芸術・カメラ	4タイトル
ビューティー	1タイトル	ゲーム・アニメ	2タイトル
リビング	3タイトル	芸能・音楽	7タイトル
料理	3タイトル	園芸	4タイトル
健康	6タイトル	アウトドア・釣り	4タイトル
手芸・服飾	1タイトル	マネー	2タイトル
育児	7タイトル	商業・経営	1タイトル
生活	2タイトル	法律・経済	3タイトル
生活一般	12タイトル	ビジネス	2タイトル
ペット	2タイトル	社会時局	2タイトル
ヤング	2タイトル	自然科学	4タイトル
男性一般	1タイトル	工学・パソコン	4タイトル
総合	25タイトル	その他専門誌	8タイトル
合計	202タイトル		

(14) 上尾市図書館ホームページ

	URL	QRコード
パソコン	https://www.city.ageo.lg.jp/ageolib/	
携帯電話 (モバイル)	https://www.lics-saas.nexs-service.jp/city-ageo/mobile/index.do	
スマートフォン	https://www.lics-saas.nexs-service.jp/city-ageo/spopac/index.do	

(15) 上尾市図書館公式ソーシャルメディア


twitter(ツイッター)

アカウント名	URL	QRコード
上尾市図書館 (@Ageo_tosho)	https://twitter.com/Ageo_tosho	
上尾市子どもの読書 活動支援センター (@Ageo_kodomodoku)	https://twitter.com/Ageo_kodomodoku	

facebook(フェイスブック)

アカウント名	URL	QRコード
読み聞かせのまちあげお 上尾市図書館 (@ageokodomodokusho)	https://www.facebook.com/ageokodomodokusho	

(16) 上尾市電子図書館サービス

	URL	QRコード
電子図書館	https://ageo-city-library.overdrive.com	

(※電子図書館ホームページの他に「電子図書館アプリLibby」からも利用できる)

5 令和4年度の活動内容

(1) 図書館事業

事業名	月日	講師等	開催数	参加人数
1 おはなし会				
○ 本館	毎週土曜日	上尾おはなしの会	76回	439人
○ 大谷公民館図書室	毎月第1・3土曜日	おはなしの会 よむよむ	4回	17人
2 あかちゃんおはなしかい				
○ 本館	毎月第3火曜日	図書館職員	11回	156人
3 絵本の時間				
○ 本館	毎月第1・2・4・5火曜日	図書館職員 絵本と手あそびの会ほけっと	30回	239人
○ 大石分館	毎月第2土曜日	絵本の森 もこもこ	14回	60人
○ たちばな分館	毎月第3土曜日	絵本の森 もこもこ	12回	19人
4 ブックススタート (対象:4か月児)				
○ 東保健センター	毎月2回 (健康診査時)	(絵本の配布のみ)	—	1,473人
5 セカンドブックススタート (対象:市内の全小学校1年生)				
○ 各市内小学校	5～6月	図書館職員他	—	1,768人
6 体験図書館員				
○ 本館	8月3日(水)・4日(木)	図書館職員	4回	12人
7 図書館まつり				
○ 教科書から広がる図書館まつり「スイミー」	10月15日(土)	小学生以下の子供たちが作成。 作品をロビーに展示	展示は 12月26日(日) まで	90人
○ 教科書から広がる図書館まつり「ごんぎつね」 (生涯学習課コラボ)	10月15日(土)	講師:生涯学習課主任 長谷川一樹さん 講師:ボランティア 小和田幸子さん	1回	20人
○ 教科書から広がる図書館まつり「せんねんまんねん」	10月15日(土)	講師:まなびすと指導者 黒田直和さん	1回	17人
○ 「うちの子イチバン！」	10月18日(火) ～11月20日(日)	応募作品を おはなしの部屋に展示	展示	8人
○ 14匹のかぼちゃ 絵本の読み聞かせとかぼちゃのパイ作り	10月22日(土)	講師:北川悦子さん	1回	16人
○ 図書館寄席	10月23日(日)	演者:明治大学落語研究会	1回	22人
○ ナカバヤシコラボ 「分館・公民館図書室の展示紹介」	10月25日(火) ～12月25日(日)	協力:ナカバヤシ株式会社		
○ さきたま史跡の博物館コラボ 「埼玉は持ってる! 国宝と古墳」	10月25日(火)	講師:さきたま史跡の博物館	1回	14人
○ 健康講座 in 図書館 ～伸ばそう! 健康寿命～ (健康増進課コラボ)	10月26日(水)	講師:健康増進課保健師	1回	8人
○ ティーンズ読書会 60分 de 名著	10月26日(水)	協力:上尾高等学校	1回	5人
○ 書評合戦	10月29日(土)	参加者が好きな本を紹介し、互選 でチャンプ本を決める	1回	19人
○ カスパーシアター	10月30日(日)	演者:おひさま文庫主宰 加藤寛子さん	1回	18人
○ 埼玉県立近代美術館コラボ 「埼玉県立近代美術館出張スライドトーク」	10月30日(日)	講師:埼玉県立近代美術館 教 育・広報担当 平井 良子さん 飯田 淳乃さん 溝井 若菜さん	1回	15人
8 クリスマス会				
○ 本館	12月23日(金)	図書館職員他	1回	20人

事業名	月 日	講 師 等	開催数	参加人数
9 図書リサイクル				
○ 団体対象	2月22日(水)・24日(金)	学校、登録団体など 540冊	2回	22団体
○ 個人対象	随時 ※平成29年7月から	図書館利用者 11,544冊	毎日	—
10 映画会				
○ 子ども映画会 「映画すみっコぐらし」	12月4日(日)	図書館職員	2回	101人
11 実習・職場体験				
○ 本館	7月～2月	新任教員、駒沢大学、東京農業大学、 埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	4回	34人
12 施設見学				
○ 本館	9月～10月	市内小学校2校	2回	204人
○ 分館・公民館図書室	9月～11月	市内小学校7校	7回	527人
13 本館テーマ展示				
○ 5月・6月展示 「口」 言葉を紡ぎ、食べ物を味わい、うれしい時にはきゅっと上がる、大切な「口」に関する本を集めました。				
○ 7月・8月展示 「アニメ論・漫画論」 懐かしの作品や、作家、アニメーション作成の本など、あなたもアニメや漫画の世界に浸りませんか。				
○ 9月・10月展示 「おわり」 はじまりがあれば必ず「おわり」もある。いろいろな意味での「おわり」に関する本を集めました。				
○ 11月・12月展示 「テツトシヨ ～鉄道開業150周年～」 1872年に日本で初めて鉄道が開業してから150周年を迎えました。これにちなみ鉄道の本を集めました。				
○ 1月・2月展示 「コペルニクスの転回」 地動説を唱えたコペルニクス生誕550年にあたります。あなたの世界観を変えるような一冊をどうぞ。				
○ 3月・4月展示 「フラワーフェスティバル」 ガーデニングや花見散策ガイドの本だけではなく、花を愛でる詩歌、絵画、写真集を集めました。				

(2) 上尾市図書館協議会

会議名	開催日・場所	内 容
第1回	令和4年8月1日(月) 上尾市図書館 集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者モニタリング調査の結果について ・令和3年度上尾市図書館事業報告について ・令和3年度第3次図書館サービス計画の進捗状況について ・令和4年度上尾市図書館事業概要について ・第3次上尾市図書館サービス計画の事業計画及び進捗管理について
第2回	令和5年2月20日(月) 上尾市図書館 集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第3次上尾市図書館サービス計画等の進捗状況について ・第3次上尾市図書館サービス計画の次年度事業計画概要(案)について ・利用者モニタリング調査の実施について

(3)子どもの読書活動支援センター事業

ア 講座

講座名	月日	場所	参加人数		内容	講師
			大人	子供		
講座 「大人のための絵本セラピー」	6月23日(木)	図書館本館 集会室	11	—	絵本を読み、プログラムに沿って様々な質問や感想を引き出す参加型ワークショップ。大人にとっての絵本の世界の広がりを経験してもらう。	子どもの読書活動支援センター職員
子供イベント 「誰かに伝えてみませんか？ ～友だち・家族へ手紙で伝えよう私の読書～」	7月12日(火) ～8月31日(水)	図書館本館 集会室	—	27	中学生・高校生への読書支援として、手紙形式で本の紹介・おすすめを書いてもらう。手紙は支援センターのツイッターにて発表し、職員からも手紙を作成する。	—
子供イベント 「工作 本のしおりと消しゴムのスリーブを作ろう」	11月23日(土) 18日(日)	図書館本館 集会室	4	12	子供たちに自由に絵を書いてもらい、消しゴムのスリーブを作成する。 子供たちの絵をパウチして本のしおりを作成する。	子どもの読書活動支援センター職員
子供イベント 図書館見学と「ぬいぐるみおとまり会 ～ぬいぐるみが図書館のお仕事をお手伝い～」	12月17日(土) 18日(日)	図書館本館 集会室 児童室	—	10	子どもから預かったぬいぐるみが図書館でお泊まりをする。図書館の仕事をぬいぐるみがしている写真と、選んだ本を借りてもらう。	子どもの読書活動支援センター職員
講座 「読み聞かせをするための～基本・絵本選び・読み方～」(全2回)	1月21日(土) 2月4日(土)	図書館本館 集会室	12	—	①読み聞かせをするボランティアが絵本選びについて相談、話し合いができる学びの場を作る。読み聞かせ活動しているボランティアの協力を仰ぐ。 ②絵本の読み方を学ぶ。 2回連続講座。	子どもの読書活動支援センター職員
講座 「子育てにわらべうたを」	3月18日(土)	図書館本館 集会室	10	3	①親子でわらべうたや手遊びを楽しむ。 ②保護者が子育てにわらべうたを取り入れる方法を学ぶ。 読み聞かせボランティアがおはなし会で使えるわらべうたを講師から教えてもらう ※2部構成の予定で企画したが、参加者の年齢等により講師が①②を合わせた内容に変更	浦和子どもの本連絡会 会員 吉田 優子さん
合 計			37	52		

イ おはなし会

月 日	場 所	対 象	参加人数		内 容	担 当
			大人	子供		
8月14日(日)	図書館本館 児童	市内在住の小学 生以下の児童	7	13	「こわいおはなし会」絵本を大きく映し 出して、おはなし会を開催する。①14 時から②16時からの2回、各回30分間 とする。	子どもの読書活動 支援センター職 員
合 計			7	13		

ウ 学校・読み聞かせ、授業等への支援

月 日	場 所	対 象	参加人数		内 容	担 当
			大人	子供		
4月15日(水) 6月14日(火) 7月13日(水) 9月16日(金) 11月25日(金) 1月18日(水) 3月17日(金)	富士見小学 校大会議室	学校図書館 支援員	182	—	読書パスポート、あっぴいぶつくる本、 団体貸出の説明 支援センターについて/学校図書館司 書の仕事について/読み聞かせ・ブック トークについて ①学校図書館支援員の専門性の向上 ②新規採用支援員への実務内容の確 認 ③読み聞かせ等のスキルアップ	子どもの読書活動 支援センター職 員
合 計			182	0		

エ 地域・ボランティアへの支援

月 日	場 所	対 象	参加人数		内 容	担 当
			大人	子供		
11月29日(火)	原市公民館	原市放課後 子供教室	—	15	レオ・レオニになって 絵を描こう! 「スイミー」	子どもの読書活動 支援センター職員
12月 1日(木)	原市公民館	原市放課後 子供教室	—	13		
合 計			0	28		

オ 家庭への読書支援・読書相談

月 日	場 所	対 象	参加人数		内 容	担 当
			大人	子供		
8月 4日(木)	子どもの読書 活動支援セ ンター	読書相談	1		「いのちの大切さ」「ともだちを おもう」についての読み聞かせ に向く絵本	子どもの読書活動 支援センター職員
11月25日(金)	子どもの読書 活動支援セ ンター	読書相談	1		読み聞かせに向く絵本に ついて	
合 計			2	0		

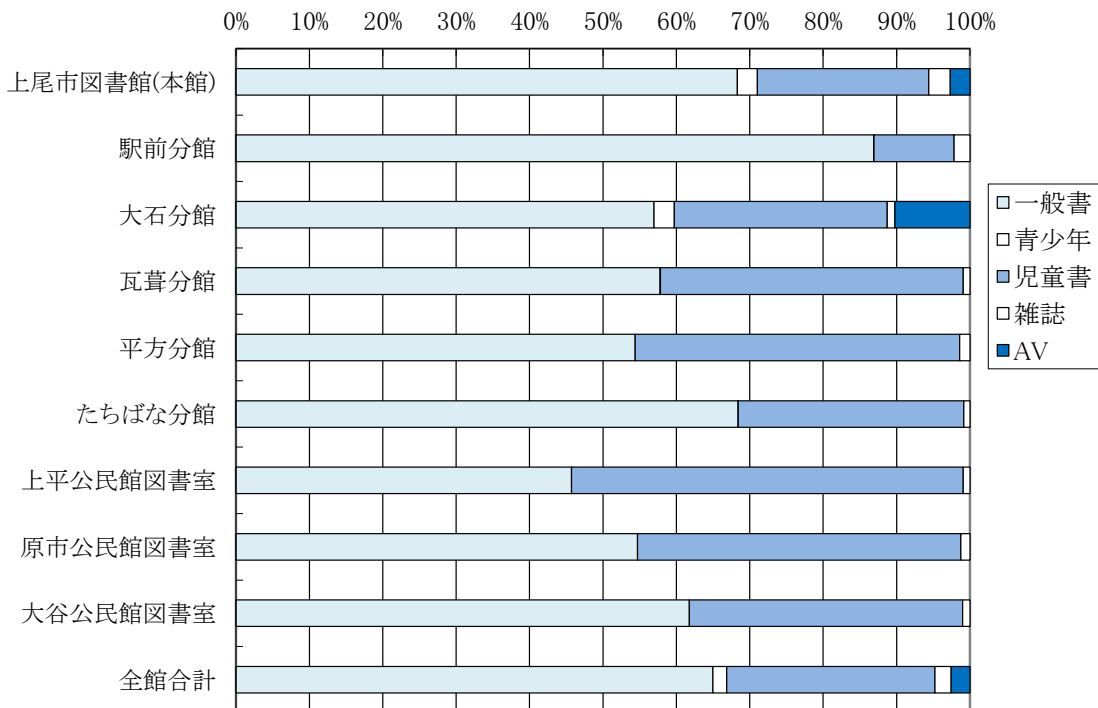
6 令和4年度の統計（令和5年3月31日現在）

(1) 図書館資料等の所蔵状況

ア 図書資料数

施設名	図書資料(点)						合計
	一般書	青少年	児童書	紙芝居	郷土資料	洋書	
上尾市図書館(本館)	227,794	11,541	76,753	929	8,409	949	326,375
上尾駅前分館	20,029	1	2,531	0	122	0	22,683
大石分館	32,038	1,861	16,007	539	199	0	50,644
瓦葺分館	15,920	11	11,325	160	162	0	27,578
平方分館	18,252	0	14,859	157	229	0	33,497
たちばな分館	21,508	2	9,602	134	162	0	31,408
上平公民館図書室	11,171	1	13,010	225	172	0	24,579
原市公民館図書室	11,076	3	8,869	176	152	4	20,280
大谷公民館図書室	17,338	0	10,264	264	120	3	27,989
子どもの読書活動支援センター	4,221	0	4,076	13	0	0	8,310
合計	379,347	13,420	167,296	2,597	9,727	956	573,343

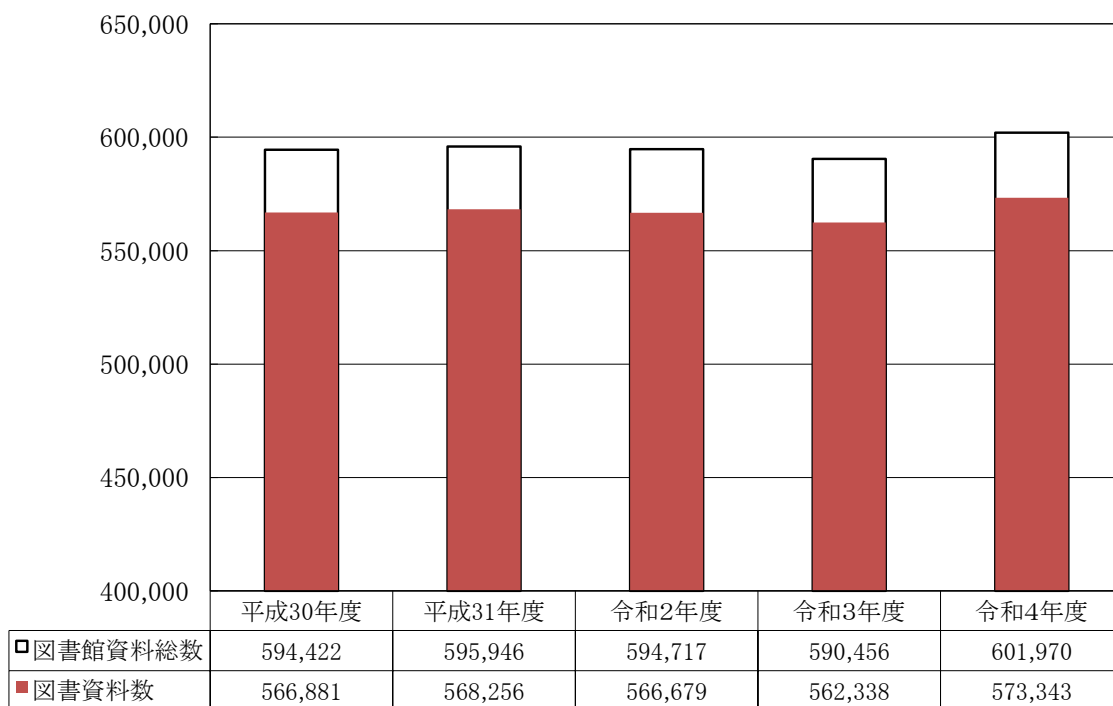
館別資料構成割合



イ 図書以外（雑誌・視聴覚資料）の資料数

雑誌(点)			視聴覚資料(点)					資料総数 (点)
一般雑誌	児童雑誌	合計	CD	DVD	ビデオ テープ	16ミリ フィルム	合計	
5,649	4,785	10,434	6,616	2,242	485	143	9,486	346,295
497	0	497	0	0	0	0	0	23,180
489	95	584	4,082	1,765	0	0	5,847	57,075
242	13	255	0	0	0	0	0	27,833
360	112	472	0	0	0	0	0	33,969
231	37	268	0	0	0	0	0	31,676
222	2	224	0	0	0	0	0	24,803
253	0	253	0	0	0	0	0	20,533
280	0	280	0	0	0	0	0	28,269
0	27	27	0	0	0	0	0	8,337
8,223	5,071	13,294	10,698	4,007	485	143	15,333	601,970

資料総数の推移



※ 図書館資料総数とは図書、雑誌、視聴覚資料を合わせた資料の総数

(2) 上尾市電子図書館統計

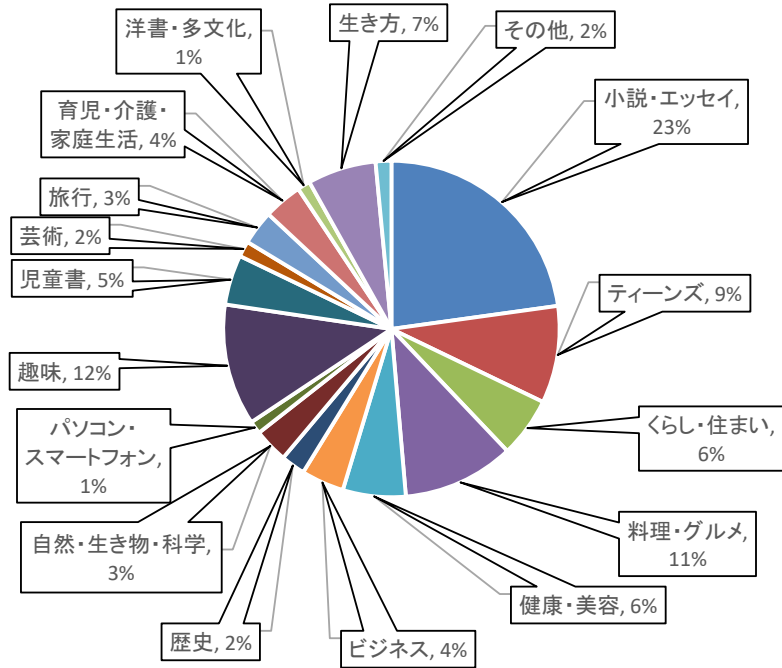
貸出可能資料 タイトル数(点)※1	利用者数 (人)※2	購入資料数(点) 【タイトル数(点)】	貸出数(点)
32,405	2,306	644【644】	7,596

【※1】貸出可能資料タイトル数には「青空文庫」等も含む。

【※2】月に貸出利用した人数(重複は除く)の年間合計数

コレクション(資料ジャンル)別の購入数

	購入数
小説・エッセイ	166
ティーンズ	68
暮らし・住まい	42
料理・グルメ	78
健康・美容	44
ビジネス	30
歴史	17
自然・生き物・科学	24
パソコン・スマートフォン	9
趣味	85
児童書	35
芸術	11
旅行	24
育児・介護・家庭生活	27
洋書・多文化	9
生き方	48
その他	11
合計※	728



※1つの資料が複数のコレクションにまたがる場合があるため、購入資料タイトル数と一致しない。

(3) 図書資料受入・除籍状況

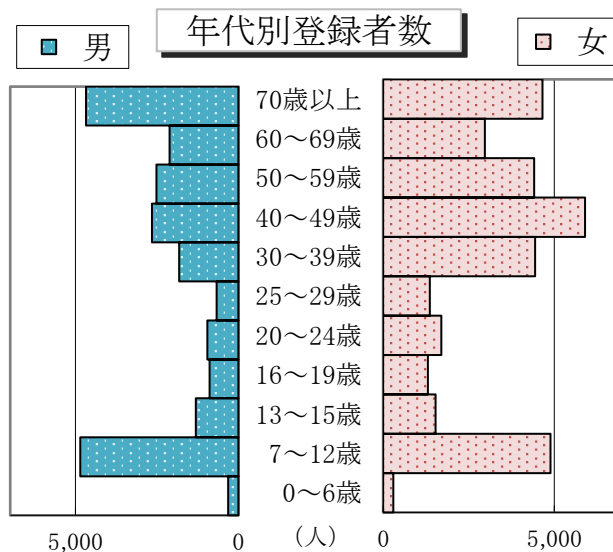
施設名	a受入(点)												b除籍(点)	a-b(点)
	一般書				青少年				児童書					
	購入	寄贈	その他	合計	購入	寄贈	その他	合計	購入	寄贈	その他	合計		
上尾市図書館(本館)	5,169	202	27	5,398	497	3	0	500	1,583	45	8	1,636	5,685	—
上尾駅前分館	1,232	51	8	1,291	1	0	0	1	43	0	2	45	—	—
大石分館	1,498	58	4	1,560	126	2	1	129	178	23	1	202	—	—
瓦葺分館	852	60	8	920	1	0	0	1	110	22	0	132	—	—
平方分館	462	49	4	515	0	0	0	0	122	21	2	145	—	—
たちばな分館	514	46	3	563	2	0	0	2	57	21	1	79	—	—
上平公民館図書室	627	87	6	720	1	0	0	1	440	22	0	462	—	—
原市公民館図書室	497	50	3	550	0	0	0	0	66	30	0	96	—	—
大谷公民館図書室	548	54	3	605	0	0	0	0	135	22	1	158	—	—
子どもの読書活動支援センター	233	0	1	234	0	0	0	0	483	0	1	484	—	—
合計	11,632	657	67	12,356	628	5	1	634	3,217	206	16	3,439	5,685	10,744

※ 除籍は本館にて一括で行っている

※ その他は弁償等による受入

(4) 年代別性別利用登録者数 (過去5年間の利用実績がある利用登録者数)

年齢区分	男(人)	女(人)	合計(人)
0～6歳	317	297	614
7～12歳	4,854	4,886	9,740
13～15歳	1,311	1,530	2,841
16～19歳	885	1,310	2,195
20～24歳	954	1,696	2,650
25～29歳	670	1,365	2,035
30～39歳	1,822	4,443	6,265
40～49歳	2,652	5,903	8,555
50～59歳	2,513	4,414	6,927
60～69歳	2,108	2,973	5,081
70歳以上	4,677	4,654	9,331
合計	22,763	33,471	56,234



○利用登録者数

①利用登録者総数(市外の登録者含む。)

56,234 人 (男 22,763 人・女 33,471 人)

② ①のうち、上尾市民の登録者数

51,985 人 (男 20,855 人・女 31,130 人)

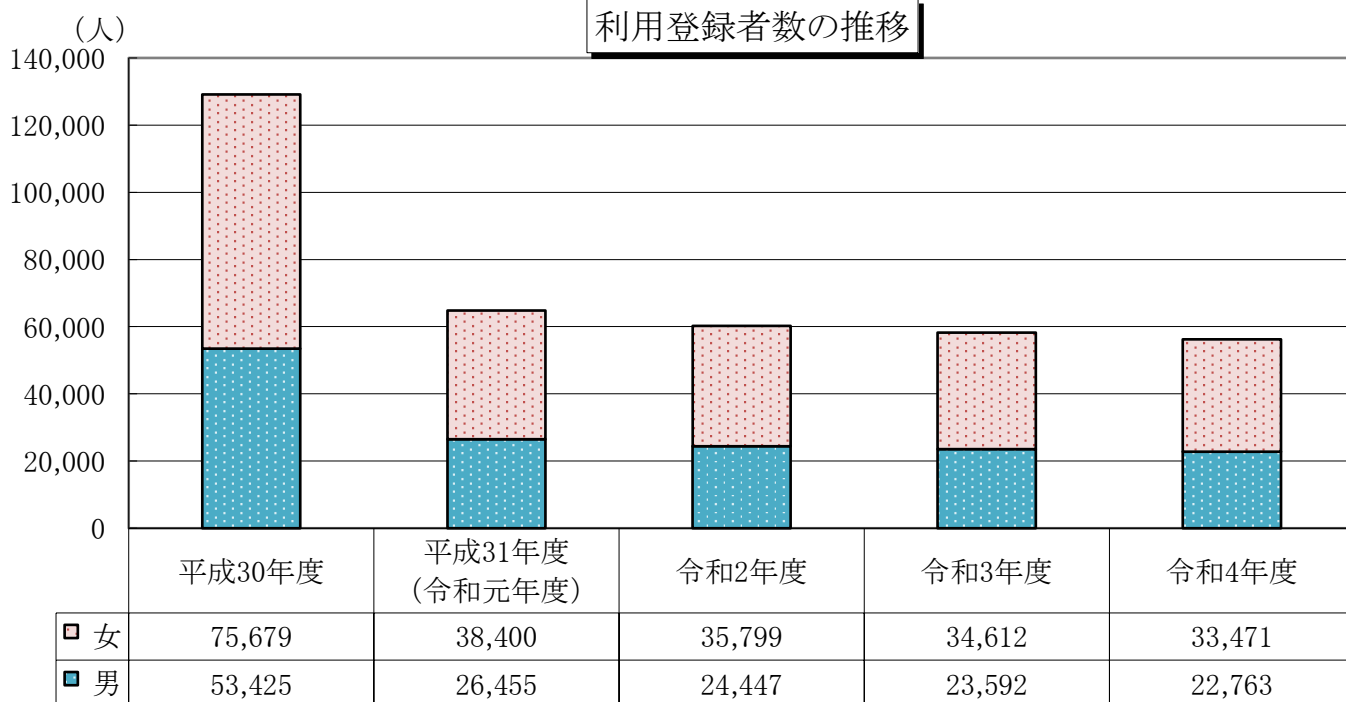
③ 令和4年度の新規登録者数

3,758 人

○団体登録数

588団体

うち、支援センター専用登録(学校) 34団体

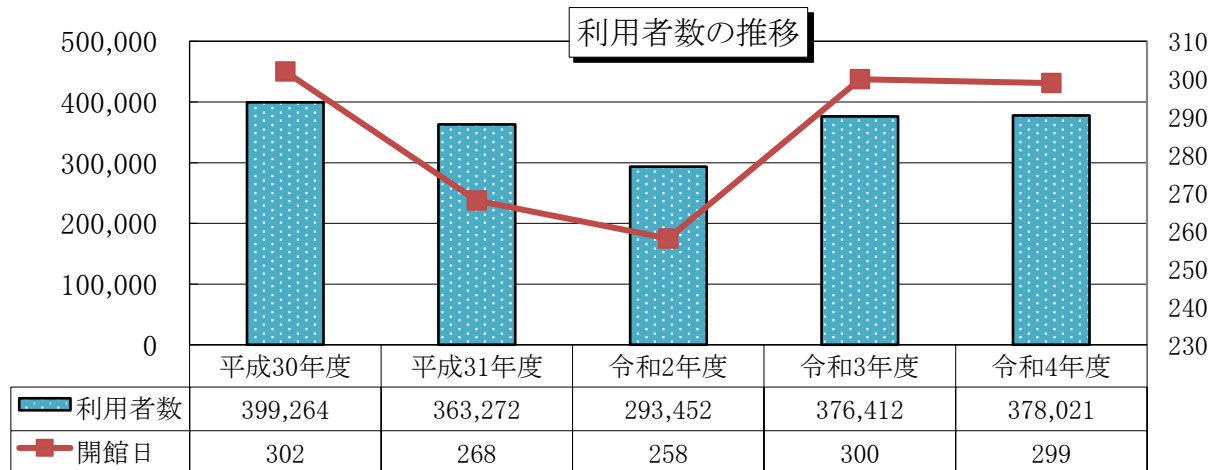
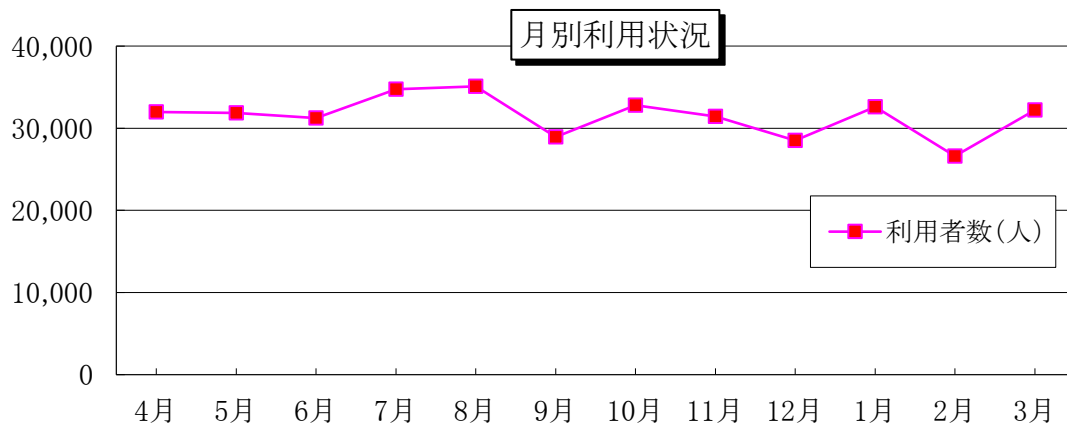


※ 平成31年度から、過去5年間の利用実績がある利用登録者数

(5) 施設別利用状況

施設名	開館日数 (日)	来館者数 (人)		利用者数 (人)	
			1日あたり		1日あたり
上尾市図書館 (本館)	299	307,285	1,028	209,968	702
上尾駅前分館	299	68,868	230	44,136	148
大石分館	299	81,957	274	41,582	139
瓦葺分館	299	55,626	186	23,323	78
平方分館	299	17,381	58	9,671	32
たちばな分館	299	25,683	86	8,051	27
上平公民館図書室	296	42,972	145	16,422	55
原市公民館図書室	299	20,171	67	10,816	36
大谷公民館図書室	299	28,341	95	13,979	47
子どもの読書活動 支援センター	232	-	-	73	0
合計	-	648,284	2,170	378,021	1,265

※子どもの読書活動支援センターは来館者数の算定が困難な為、対象外とした。



※ 開館日は、本館の開館日数とする。

(6) 施設別貸出資料数

施設名	貸出資料数(点)							合計
	一般書	青少年	児童書	紙芝居	雑誌	CD	DVD/ビデオ/16シ	
上尾市図書館(本館)	308,904	33,709	194,388	3,158	23,331	19,761	9,059	592,310
上尾駅前分館	80,871	2,053	14,189	33	3,697	1,412	158	102,413
大石分館	74,993	7,016	64,280	1,165	5,869	8,747	5,030	167,100
瓦葺分館	46,447	1,149	23,441	153	2,984	685	136	74,995
平方分館	19,180	828	5,558	20	1,362	801	98	27,847
たちばな分館	16,552	445	11,219	84	879	169	50	29,398
上平公民館図書室	27,706	983	23,544	233	2,038	827	108	55,439
原市公民館図書室	19,721	804	13,616	271	1,148	318	68	35,946
大谷公民館図書室	22,978	912	23,802	559	1,607	333	126	50,317
子どもの読書活動支援センター	4	2	467	3	0	0	0	476
合計	617,356	47,901	374,504	5,679	42,915	33,053	14,833	1,136,241

※ 団体利用、相互利用を含む

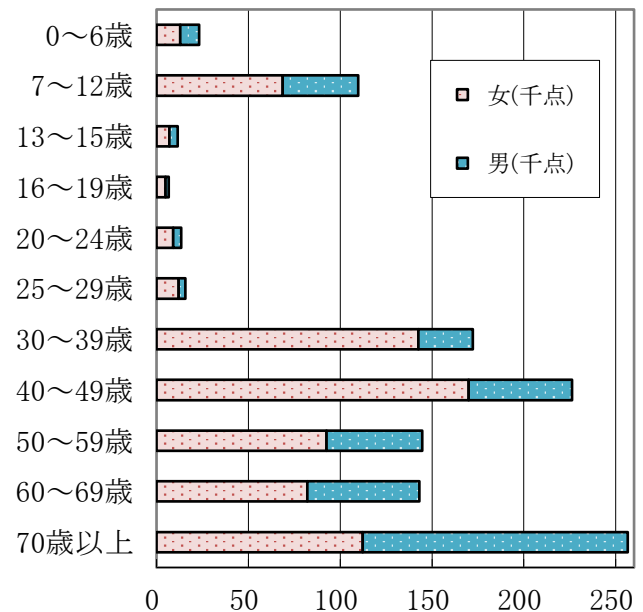
※ 郷土資料は一部貸出対象外

※ 洋書の大半が外国の絵本であることから、児童書に含めて集計

(7) 個人利用者年代別貸出資料数

年齢区分	男(点)	女(点)	合計(点)
0～6歳	10,315	12,907	23,222
7～12歳	41,133	68,771	109,904
13～15歳	4,549	6,990	11,539
16～19歳	1,706	4,984	6,690
20～24歳	4,318	9,058	13,376
25～29歳	3,635	12,071	15,706
30～39歳	29,665	142,521	172,186
40～49歳	56,347	169,915	226,262
50～59歳	52,089	92,541	144,630
60～69歳	61,122	82,046	143,168
70歳以上	144,394	112,201	256,595
合計	409,273	714,005	1,123,278

年代別男女貸出資料数比



※ 団体利用、相互利用は含まない

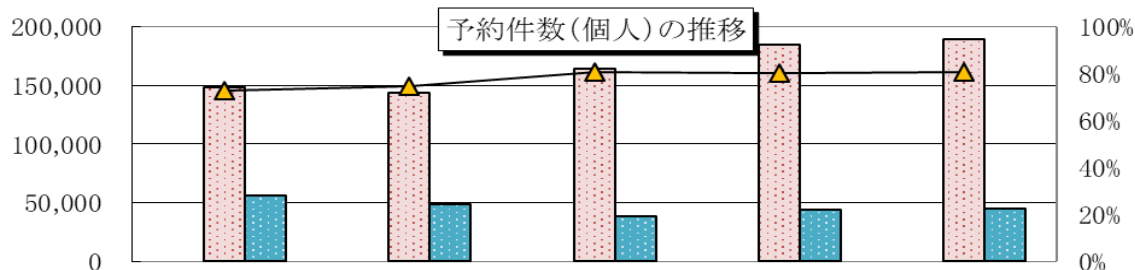
(8) 予約・リクエスト利用状況

窓口	電話	FAX	OPAC	Web	市町村等	合計
34,219	955	1	10,342	188,082	7,330	240,929

※ FAX予約は障害者登録している方のみ

※ OPAC(オーパック)は館内検索用端末

※ 市町村等は、相互貸借により他の公共図書館等から上尾市への予約件数



	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
非来館予約	148,660	143,951	164,529	185,094	189,038
来館予約	56,109	48,343	38,313	44,066	44,561
Web予約割合	73%	75%	81%	80%	81%

※Web予約割合は、Web予約数を非来館予約と来館予約の合計数で除したものです。

※非来館予約数に「市町村等」(相互貸借分)の予約数は含んでおりません。

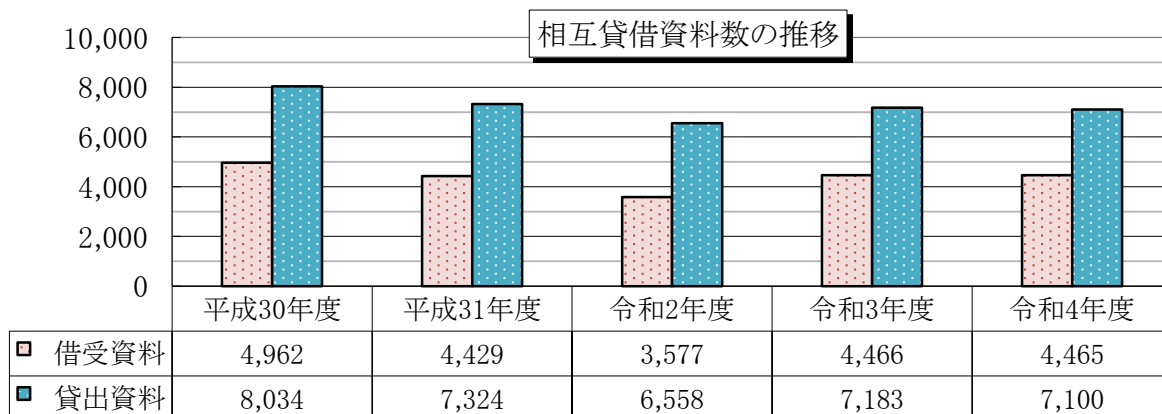
(9) レファレンスサービス利用状況

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事項調査	所蔵調査	11,795	11,706	6,638	8,994	9,358
	レファレンスサービス	70	57	42	124	240
	レフェラルサービス	—	—	—	6	3

(10) 相互貸借利用状況

		相互貸借資料数(点)
上尾市図書館が他の公共図書館から借り受けた資料		4,465
上尾市図書館から他の公共図書館へ貸し出した資料		7,100

※ 貸出・借受済みのもので、処理中のものは含まないため予約数とは一致しない



(11) 広域利用状況

ア 市外登録者(広域利用3市1町)の上尾市図書館利用の状況

	貸出資料数(点)					合 計
	一般書	児童書	雑 誌	AV資料	その他	
さいたま市	19,810	8,106	1,291	2,295	0	31,502
伊 奈 町	9,132	3,652	539	844	0	14,167
蓮 田 市	1,560	734	203	183	0	2,680
桶 川 市	23,148	4,445	1,697	2,747	0	32,037
合 計	53,650	16,937	3,730	6,069	0	80,386

※ 青少年と郷土資料は一般書、紙芝居と洋書は児童書にそれぞれ含む

	新規登録者数(人)			利用者数(人)		
	一 般	児 童	合 計	一 般	児 童	合 計
さいたま市	128	11	139	11,422	535	11,957
伊 奈 町	51	9	60	4,469	89	4,558
蓮 田 市	13	0	13	946	24	970
桶 川 市	69	7	76	12,020	221	12,241
合 計	261	27	288	28,857	869	29,726

※ 一般は13歳以上、児童は12歳以下

イ 上尾市民の他市町図書館(広域利用3市1町)利用の状況

	貸出資料数(点)					合 計
	一般書	児童書	雑 誌	AV資料	その他	
さいたま市	65,934	30,786	7,864	14,882	0	119,466
伊 奈 町	3,124	944	315	568	0	4,951
蓮 田 市	911	55	101	238	0	1,305
桶 川 市	38,937	35,286	2,755	340	910	78,228
合 計	108,906	67,071	11,035	16,028	910	203,950

※ 青少年と郷土資料は一般書、紙芝居と洋書は児童書にそれぞれ含む

	新規登録者数(人)			利用者数(人)		
	一 般	児 童	合 計	一 般	児 童	合 計
さいたま市	438	38	476	26,552	794	27,346
伊 奈 町	17	2	19	1,743	91	1,834
蓮 田 市	12	0	12	367	15	382
桶 川 市	436	99	535	20,242	2,336	22,578
合 計	903	139	1,042	48,904	3,236	52,140

※ 一般は13歳以上、児童は12歳以下

(12) 障害者サービス利用状況

ア 対面朗読

利用者数(累計)	91人
----------	-----

イ 貸出サービス

資料種類	利用者数(人)	貸出数(点)
録音図書	6	362
定期刊行録音図書	2	78
音楽CD(郵送)	2	154
宅配図書	7	303
合計	17	897

(13) 視聴覚教具利用状況

教材・教具	点数	貸出数(点)
16ミリ映写機	3	3
プロジェクター	4	16
ビデオデッキ	1	0
DVDプレーヤー	1	2
資料提示装置(OHC)	2	1
スピーカー	3	16
スクリーン	7	13
暗幕	23	6

※ 団体向けDVD・ビデオテープは、著作権法に基づく無料上映会承認済み

(14) オンラインデータベース利用状況

ア 官報情報検索サービス

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	6	2	6	2
印刷数(枚)	2	2	14	0

イ 朝日新聞クロスサーチ

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	14	6	12	12
印刷数(枚)	59	7	22	61

ウ 日経テレコン21

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 人 数	5	3	4	7
印 刷 数 (枚)	16	4	6	11

エ デジタル化資料送信サービス

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 人 数	14	10	16	17
印 刷 数 (枚)	102	561	491	813

オ 音楽配信サービス ナクソス・ミュージック・ライブラリー

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通算ログイン数(回)	1,365	1,226	1,204	1,089
通算利用時間(時間)	3,753	2,485	3,075	2,111
平均利用時間(分)	165	122	153	116

(15) 雑誌スポンサー制度

雑誌スポンサー制度は、上尾市図書館に雑誌を提供する法人等の情報を発信して雑誌スポンサーの社会貢献の場の提供と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保し、もって図書館資料の充実を図ることを目的として実施する。

	寄贈雑誌 (タイトル数)
千代本興業(株)	2
(株)富士住建	6
合計	8

(16) 図書館サービス指標

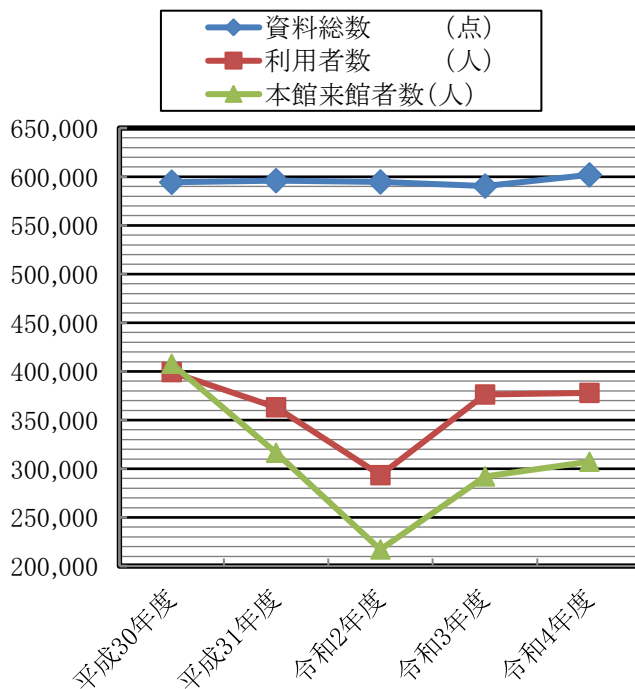
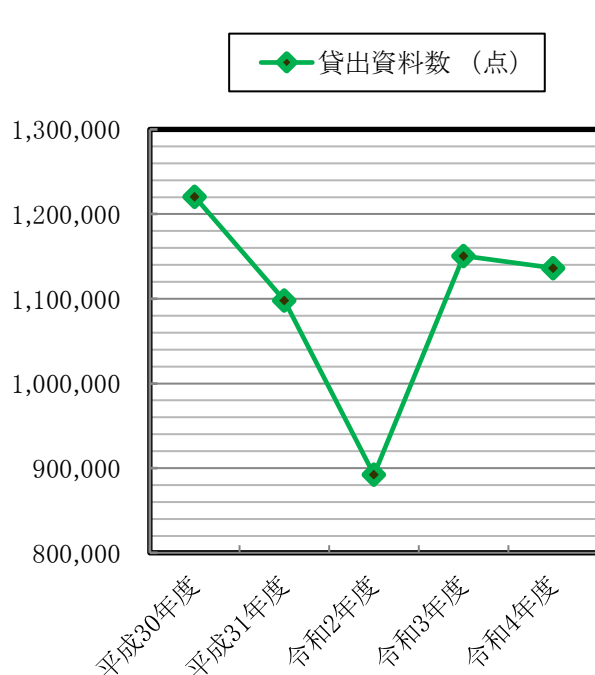
指 標	算 定 式	数 値	
		令和3年度	令和4年度
市民1人あたりの図書資料数	図 書 資 料 数 ÷ 人 口	2.44 点	2.49 点
市民1人あたりの資料貸出数	貸 出 資 料 数 ÷ 人 口	4.99 点	4.93 点
市民1人あたりの資料費	図 書 資 料 費 ÷ 人 口	139 円	158 円
市内在住者登録率	上尾市民登録者数 ÷ 人口	23.4 %	22.6 %
資料回転率	貸出資料数 ÷ 資料総数	1.95 回	1.89 回

※「人口」は、令和5年4月1日現在のの上尾市の人口230,273人とする

(17) 図書館利用等の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出資料数 (点)	1,220,545	1,098,039	892,107	1,150,474	1,136,241
資料総数 (点)	594,422	595,946	594,717	590,455	601,970
利用者数 (人)	399,264	363,272	293,452	376,412	378,021
本館来館者数(人)	407,952	316,334	216,968	292,093	307,285

※最新年度における各項目の数値は、別資料のものを再掲した数値です。



7 図書館予算

(1) 令和5年度当初予算

(千円)

	令和4年度	令和5年度	比較増減
一般会計予算額	69,630,000	73,460,000	3,830,000
9款 教育費	5,642,236	6,439,336	797,100
4項 社会教育費	751,336	855,101	103,765
3目 図書館費	374,405	401,569	27,164
(うち視聴覚ライブラリー費)	379	342	△ 37
4目 子どもの読書活動推進費	7,996	4,520	△ 3,476

(2) 令和5年度当初予算の内訳

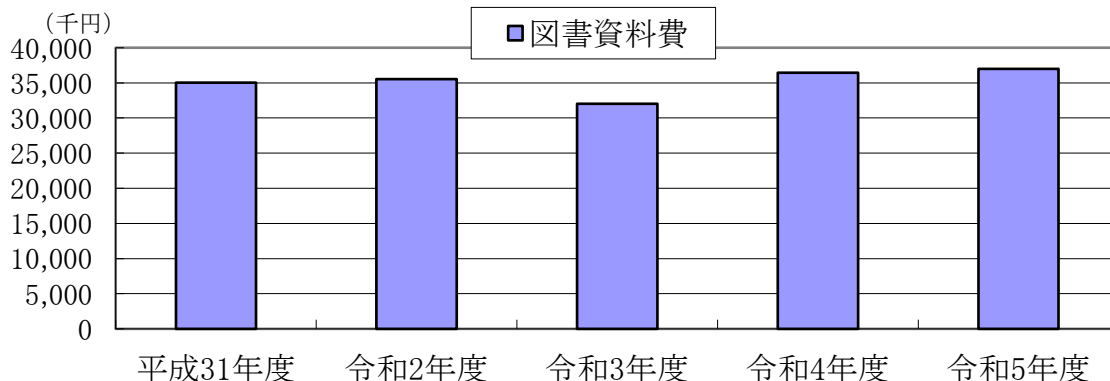
(千円)

ア	図書館費(職員人件費を除く)		289,218
	・図書館運営事業		181,662
	・図書館施設管理事業		36,943
	・図書館資料整備事業		35,876
	(うち、図書資料の購入費)	○	(25,949)
	(うち、電子書籍の使用料)含りんごの棚	○	(1,782)
	(うち、新聞・雑誌の購入費)	○	(4,099)
	(うち、AV資料(個人視聴用)の購入費)	○	(2,550)
	(うち、データベース資料費)	○	(931)
	・視聴覚ライブラリー事業		342
	(うち、視聴覚資料(団体上映用)の購入費)	○	(176)
	・ICTを活用した上尾市史等発信事業		17,491
	(うち、市史電子書籍化委託料)		(15,880)
イ	子どもの読書活動推進費		4,520
	・子どもの読書活動支援センター運営事業		1,923
	(うち、資料の購入費)	○	(1,522)
	・ブックスタート事業		2,537
	・セカンドブック事業		60
	図書館資料費(○の合計)		37,009

(3) 図書資料費の推移

(千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
図書資料費	35,047	35,517	32,018	36,460	37,009



8 上尾市図書館設置条例

昭和 52 年 3 月 31 日

条例第 10 号

上尾市図書館設置及び管理条例(昭和 46 年上尾市条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上尾市図書館	上尾市上町一丁目 7 番 1 号

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

9 上尾市図書館規則

平成 18 年 2 月 23 日教育委員会規則第 8 号

上尾市図書館規則（昭和 52 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上尾市図書館設置条例（昭和 52 年上尾市条例第 10 号）第 3 条の規定に基づき、上尾市図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 図書館資料 図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要な資料をいう。
- （2） 視聴覚教材教具 視聴覚教材及び視聴覚教具をいう。
- （3） 図書館資料等 図書館資料及び視聴覚教材教具をいう。

（所掌事務）

第 2 条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条各号に掲げる事項の実施に関すること。
- （2） 点字資料及び録音資料の作成及び貸出し並びに宅配サービス（図書館に来館することが困難である者に対し、図書館資料を配送その他の手段で自宅に届ける方法により貸し出し、当該貸し出した図書館資料の返却のため、当該自宅に図書館資料を受け取りに行くサービスをいう。）の実施に関すること。
- （3） 図書館協議会に関すること。
- （4） 図書館の業務に関する諸団体に関すること。
- （5） 子どもの読書活動の推進に関すること。
- （6） 分館集会室に関すること。（休館日）

第 3 条 図書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- （1） 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- （2） 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- （3） 特別整理期間（毎年春秋それぞれ 7 日以内）

2 図書館長（以下「館長」という。）は、特別の事情があるときは、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第 4 条 図書館の利用時間は、午前 9 時から午後 7 時まで（児童室（児童図書が開架式により利用に供される部分をいう。）の利用及び視聴覚教材教具の貸出しについては、午後 5 時まで）とする。

2 館長は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の制限等)

第5条 図書館資料等の貸出しを受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。

2 図書館資料等の貸出しを受けた者は、これらの利用に当たっては、いかなる対価も徴収してはならない。

3 この規則又は館長の指示に従わない者に対しては、図書館の利用を禁止することができる。

(図書館資料等の弁償等)

第6条 図書館資料等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、館長の指定する図書館資料等又は相当の代価をもって、これを弁償しなければならない。ただし、当該亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことについて、やむを得ない事情があると館長が認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人貸出し)

第7条 個人で図書館資料の館外利用をすることのできる者は、次に掲げる者とする。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 本市と公立図書館の相互利用協定を締結している市又は町に居住している者

第8条 個人で図書館資料の館外利用をしようとする者は、住所、身分等を証明する書類（前条ただし書の規定により館外利用を認められた者については、館長の指示した書類。第3項において同じ。）を提示し、利用申込書（第1号様式）を館長に提出し、利用カード（第2号様式。利用申込者が小学生以下の者である場合その他館長が必要と認める場合にあつては、第2号様式の2）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付された利用カード（以下この条及び次条第1項において単に「利用カード」という。）の有効期間（以下この項及び次項において単に「有効期間」という。）は、利用カードの交付の日から起算して3年とする。ただし、次項の規定による有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた日から起算して3年とする。

3 利用カードを有する者は、有効期間（この項の規定により有効期間の更新を受けている場合にあつては、当該更新後の有効期間。以下この項において同じ。）の満了後、引き続き図書館資料の館外利用をしようとするときは、有効期間の満了の日の30日前から有効期間の満了の日までの間に、住所、身分等を証明する書類を提示し、利用申込書に当該利用カードを添えて館長に提出し、当該有効期間の更新を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 利用カードを有する者は、利用カードを紛失した場合又は記載事項に変更があつた場合は、速やかに館長に届けなければならない。

5 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

第9条 個人で図書館資料の館外利用をしようとする者は、利用カードを館長に提出し、利用するものとする。

2 個人が同時に館外利用をすることのできる図書館資料の数については、制限は、これを設けない。

3 個人が図書館資料の館外利用をすることのできる期間は、1回につき14日以内とする。

4 前2項の規定にかかわらず、館長は、管理上必要があると認めるときは、同時に館外利用をすることのできる図書館資料の数に制限を設け、及びその利用期間を変更することができる。

5 貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めた図書館資料については、館外利用を禁止することができる。

(団体貸出し)

第10条 団体で図書館資料の館外利用をすることのできるものは、市内に所在する機関及び事務所を有する団体（以下「団体等」という。）とする。

第11条 図書館資料の館外利用をしようとする団体等は、利用申込書（団体用）（第3号様式）を館長に提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

第12条 図書館資料の館外利用をしようとする団体等は、利用カードを館長に提出し、利用するものとする。

2 団体等が同時に館外利用をすることのできる図書館資料の数は、300冊以内とし、その利用期間は、3月以内とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第13条 前2条に定めるもののほか、団体等による館外利用の取扱いについては、第8条第2項から第5項まで及び第9条第5項の規定を準用する。この場合において、第8条第2項中「前項の」とあるのは「第11条の」と、同項ただし書中「次項の」とあるのは「第13条において準用する次項の」と、同条第3項中「この項の」とあるのは「第13条において準用するこの項の」と、「住所、身分等を証明する書類を提示し、利用申込書に」とあるのは「利用申込書（団体用）に」と読み替えるものとする。

(分館等の設置)

第14条 図書館に分館及び公民館図書室（以下「分館等」という。）を置き、それらの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(分館等の休館日等及びその利用)

第15条 分館等の休館日は、第3条第1項各号に掲げる日とする。

2 分館等の利用時間は、次の各号に掲げる分館等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号に掲げる分館等以外の分館等 午前10時から午後5時まで

(2) 上尾市図書館上尾駅前分館 次のア及びイに掲げる利用日の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア イに掲げる日以外の日 午前10時から午後8時まで

イ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前10時から午後5時まで
3 前2項の規定にかかわらず、館長は、事情により、第1項に規定する休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定め、又は前項に規定する利用時間を変更することができる。

4 前3項に定めるもののほか、分館等の利用については、第5条から第9条までの規定を準用する。

(視聴覚教材教具の利用手続)

第16条 視聴覚教材教具の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚教材教具利用申請書(第4号様式)を館長に提出しなければならない。

2 視聴覚教材教具のうち16ミリ映写機又は16ミリフィルムの貸出しを受けようとする者は、上尾市教育委員会が交付した視聴覚教育講習会の認定証又は修了証を提示しなければならない。

(視聴覚教材教具の貸出期間)

第17条 視聴覚教材教具の貸出期間は、7日以内とする。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(視聴覚教材教具に関する報告)

第18条 視聴覚教材教具を利用した者は、当該視聴覚教材教具に破損又は故障が生じた場合には、館長にその旨を報告しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第19条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 図書館資料を寄贈し、又は寄託した者に対しては、受領書又は寄託証書を交付するものとする。

3 寄贈資料及び寄託資料は、図書館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、寄託資料の館外利用については、寄託者の承認を得なければならない。

4 図書館は、天災その他の不可抗力による寄託資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(事業実績の報告)

第20条 館長は、毎年4月末日までに、前年度における事業実績の概要を教育長に報告しなければならない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(上尾市視聴覚ライブラリー管理規則の廃止)

2 上尾市視聴覚ライブラリー管理規則(昭和59年上尾市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則 (平成19年教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年教委規則第 9 号）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 平成 19 年 11 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定 平成 20 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 平成 20 年 1 月 15 日

附 則（平成 19 年教委規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、上尾市図書館規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則（平成 19 年上尾市教育委員会規則第 12 号）の施行の日から施行する。

（図書館協力員の任期に関する特例）

- 2 この規則の施行の日の前日において改正前の第 16 条の図書館協力員である者の任期は、改正前の第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 19 年教委規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年教委規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年教委規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の第 4 号様式による申請書は、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 改正後の第 18 条の規定は、この規則の施行の日以後にする申請に係る視聴覚教材教具の利用について適用し、同日前にした申請に係る視聴覚教材教具の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した図書館資料並びに視聴覚教材及び視聴覚教具（以下「図書館資料等」という。）の弁償について適用し、施行日前に亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した図書館資料等の弁償については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの上尾市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成 23 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年教委規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 26 年教委規則第 16 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年教委規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 26 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 5 月 29 日教委規則第 10 号)

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 25 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 3 年 3 月 31 日までにこの規則による改正前の上尾市図書館規則 (以下「旧規則」という。)

第 8 条第 1 項又は第 11 条の規定により交付された利用カードに対するこの規則による改正後の上尾市図書館規則 (以下「新規則」という。) 第 8 条第 2 項 (新規則第 13 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同項中「利用カードの交付の日」とあるのは「令和 3 年 4 月 1 日」とし、当該利用カードの有効期間をこの規則の施行の日後に初めて更新する場合における新規則第 8 条第 3 項 (新規則第 13 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同項中「30 日前」とあるのは「6 月前」とする。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則第 1 号様式による用紙は、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表（第 14 条関係）

名称	位置
上尾市図書館平方分館	上尾市大字平方 4354 番地 2
上尾市図書館瓦葺分館	上尾市大字瓦葺 2528 番地 3
上尾市図書館たちばな分館	上尾市大字平方 1713 番地 1
上尾市図書館大石分館	上尾市中分一丁目 232 番地
上尾市図書館上尾駅前分館	上尾市柏座一丁目 1 番 15 号
上尾市図書館上平公民館図書室	上尾市上平中央三丁目 31 番地 5
上尾市図書館原市公民館図書室	上尾市大字原市 3499 番地
上尾市図書館大谷公民館図書室	上尾市大字大谷本郷 949 番地 1

第 1 号様式(第 8 条関係)

利用申込書		名札・免許・健保・その他（ ）	
(宛先)上尾市図書館長		区分 新規・再発行・変更・復籍・更新	
		申込日 年 月 日	
フリガナ		0	0 9
名前		性別	1 男 2 女
生年月日	年 月 日		
住所	(〒 -) アパート・マンション名までご記入ください		
日中連絡先	- -	1 自宅 2 携帯 3 勤務先	

※太線の中をご記入ください。

※上尾市内への通勤・通学等に該当して登録する場合は、以下にもご記入ください。

市内 勤務先・通学先・その他（ ）証明書（ ）

名称	
所在地	(〒 -)
連絡先	- - 1 勤務先 2 通学先 3 その他（ ）

※太線の中をご記入ください。

第2号様式(第8条関係)

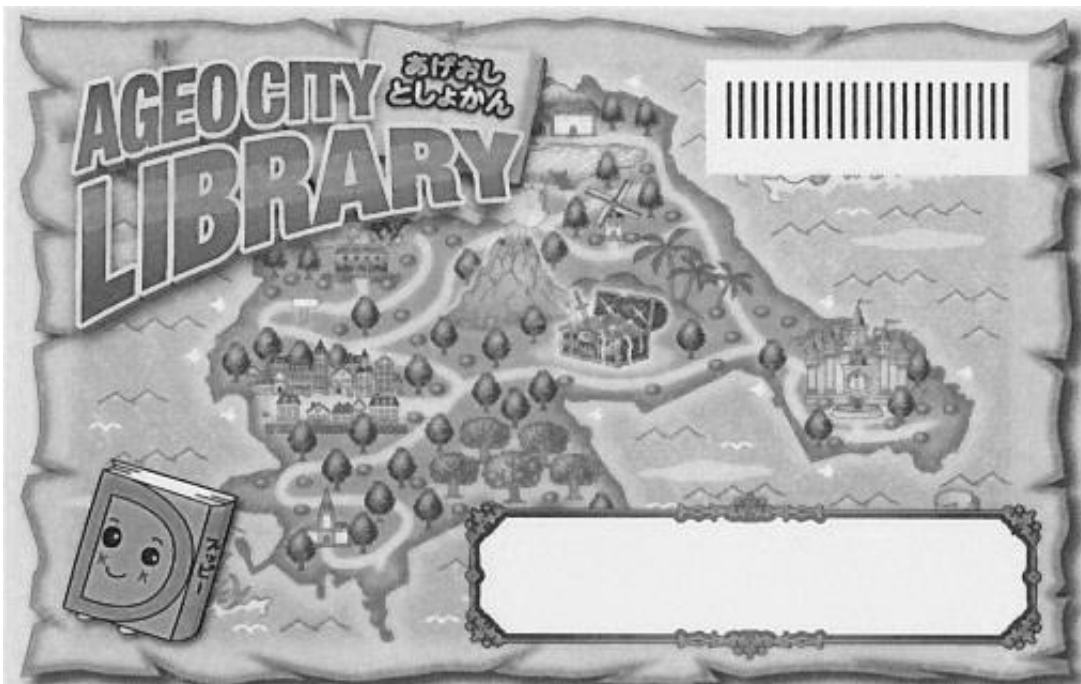
利 用 カ ー ド

各 館 共 通

上尾市図書館

なまえ

第2号様式の2(第8条関係)



第3号様式(第11条関係)

利用申込書(団体用)

申込日 年 月 日

(宛先)

上尾市図書館長

フリガナ		利用者 番号					
団体名							
団体者名		住所 コード					
団体の住所	(〒)						
T E L	— —						

視聴覚教材教具利用申請書

(宛先)

上尾市図書館長

団体名
登録番号
申請者 住所
氏名
電話番号

次のとおり、視聴覚教材教具を利用したいので申請します。

利用期間	月 日() ~ 月 日()		
利用の主題 又は学級・講座の名称			
会場又は連絡場所		電話番号	
16ミリ映写機 技術者氏名		認定証番号 修了証番号	
機材使用者氏名		電話番号	
利用教材の種類と題名	DVD(点) ビデオテープ(本) 16ミリフィルム(本)		
利用教具の種類と数量	プロジェクター(No.) スピーカー(No.) 16ミリ映写機(No.) スライド映写機(No.) ビデオデッキ(No.) OHC(No.) 延長コード(No.) 暗幕 1間/ 枚 (No. ~ No.) 2間/ 枚 (No. ~ No.) スクリーン(No.) その他()		
利用区分	保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・子ども会・学童・PTA・一般・その他()		利用人数
			人
※備考			

10 上尾市図書館協議会条例

平成 12 年 3 月 31 日条例第 11 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、上尾市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から、上尾市教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 条 削除

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部図書館において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(上尾市図書館協議会条例の廃止)

2 上尾市図書館協議会条例（昭和 52 年上尾市条例第 11 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の上尾市図書館協議会条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により置かれた上尾市図書館協議会は、第1条の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく上尾市図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定に基づく協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条の規定による上尾市図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく上尾市図書館協議会の委員長である者又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により協議会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

6 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成13年7月31日までとする。

（上尾市視聴覚ライブラリー条例の一部改正）

7 上尾市視聴覚ライブラリー条例（昭和58年上尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

11 上尾市図書館デジタル化資料送信サービス実施要領

平成31年4月

(趣旨)

第1条 この要領は、国立国会図書館が提供する「図書館等向けデジタル化資料送信サービス」(以下「本サービス」という)を上尾市図書館が実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 本サービスでは次の各号に掲げるサービスを行う。

- (1) 閲覧サービス 国立国会図書館から送信を受けた資料を利用者が閲覧するサービス。
- (2) 複写サービス 国立国会図書館から送信を受けた資料を図書館職員が複写し、その複写物を利用者に提供するサービス。

(利用対象者)

第3条 本サービスを利用できる者は、上尾市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学し、上尾市図書館規則(平成18年教育委員会規則第8号)第8条第1項の規定により利用カードの交付を受けた者とする。

(閲覧サービス)

第4条 閲覧サービスは、閲覧用端末と国立国会図書館から交付された閲覧用ID、パスワードを用いて提供する。

(複写サービス)

第5条 複写サービスは、複写申込書の提出を受けて、管理用端末と国立国会図書館から交付された管理用(兼複写用)ID、パスワードを用いて、図書館職員が著作権法第31条第3項に基づいて複写物を印刷し提供する。

(複写料金)

第6条 複写サービスにかかる料金は、複写サービス利用者の負担とする。

(サービス提供に係る管理)

第7条 サービスの提供にあたっては、国立国会図書館資料利用規則(平成16年国立国会図書館規則第5号)及び「図書館向けデジタル資料送信サービス 利用条件」(平成26年1月国立国会図書館)の諸条件に違反することが無いよう次の各号に掲げる管理を行う。

- (1) 国立国会図書館から交付された閲覧及び管理用のIDとパスワードの厳正なる管理。
- (2) 利用者による画面のキャプチャや閲覧用端末へ外部機器の接続等の行為を防ぐための監視及び注意喚起。
- (3) その他利用者による不適切な利用を防止するために必要な管理。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 上尾市図書館デジタル化資料送信サービス実施要領(平成28年3月図書館長決裁)は廃止する。

12 上尾市図書館資料収集方針

平成26年1月6日

1. 目的

上尾市図書館は市民の「知る自由」を保障する機関の一つとして、図書館法に基づき、市民の知的関心や興味、好奇心を満たす資料を幅広く収集する。

資料の収集にあたり、基本的な方針を示し、本館と分館8館からなる上尾市図書館ネットワークとしてより充実した蔵書を構築することを目的として必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

上尾市図書館は、図書館が本と人との出会いの魅力的な空間、知識の宝庫、地域における情報の拠点となるよう、社会の動向や潜在的要求、将来予測されるものも含めた市民の要望を反映させた資料を収集する。

資料選択に際し、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、以下の点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様とする。

3. 資料の選択の方法

市民の利用傾向を把握し、現物資料の確認や各種の出版情報、新聞雑誌の書評等を調査のうえ、職員が定期的に合議により選択し、館長が決定する。

また、市民からのリクエストなどは、図書館への積極的な要望であり、収集基準に照らし合わせながら資料収集・選択に生かす。

4. 収集資料

上尾市図書館が収集する資料は原則として国内で刊行されたものを中心に、次のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、参考図書、青少年向図書、郷土・行政資料）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (3) 視聴覚資料（音響資料、映像資料）
- (4) 地図・地図帳
- (5) オンラインデータベース
- (6) その他

5. 資料別収集基準

(1) 図書

①一般図書

利用者の生涯学習を支援するため、各分野の入門書、基本書から必要に応じて専門書まで幅広く収集する。

新刊書を中心に収集し、必要に応じて既刊の図書や名著、各分野の受賞作品等を収集する。

また、読書に困難な人に配慮し、大活字図書を収集する。

②児童図書

乳幼児から小学生（一部中学生）を対象とし、子どもたちが、読書の喜びや知識を得る楽しさを感じられるような資料を収集する。また、子ども読書活動推進計画に関わる資料、学校図書館へ支援する資料については、子どもの読書活動支援センターと連携し収集する。

③参考図書

利用者の調査・研究の参考となるための資料として、辞・事典、年鑑、図鑑、白書、統計書、目録等を収集する。

④青少年向図書

主に中学・高校生を対象とし、大人への入り口に立つ世代の特長を考慮し、読書、学校生活、進路等に役立つ資料を幅広く収集する。

⑤郷土資料

上尾市に関する資料・上尾市関連の作家等の著書を収集する。なお、寄贈された上尾市に関する資料は原則として収集する。

埼玉県に関する資料は、上尾市掲載のものを中心に収集する。県内他市町村の資料は、近隣市町などの資料を中心に必要に応じて収集する。

⑥行政資料

上尾市が発行した行政資料は原則としてすべて収集する。

(2) 逐次刊行物

①新聞

新聞は、全国紙、地方紙（東京・埼玉）の主なものを収集する。また、主要な外国語で書かれたもの、専門紙についても必要に応じ収集する。

②雑誌

雑誌は、国内で発行されている各分野の基本的なもののバランスよく収集する。

(3) 視聴覚資料

①音響資料

CDは評価の定まったものを中心に各分野を幅広く収集する。

②映像資料

DVDは各分野の優れた作品を幅広いジャンルに渡り収集する。なお、著作権処理が済んでいるものに限定する。

(4) 地図・地図帳

上尾市に関するものを古地図を含め収集する。

(5) オンラインデータベース

オンラインデータベースについては、利用度を検討し、調査研究に役立つものの導入を進める。

(6) その他

館長が必要と認めた資料を収集する。

6. 収集における各館の役割

(1) 本館

上尾市立図書館の中心館として、基本図書の充実に努めるとともに必要に応じて専門的なものを収集する。また地域資料、行政資料を収集する。また各館と連携し効率的な収集に努める。

(2) 分館・公民館図書室

各地域の図書館として、身近な関心や趣味等、実用的なものを中心に地域の要求にあったもののほか、簡単な調査研究のための資料も収集する。なお、駅前分館は立地上、ビジネス関連の資料を収集する。瓦葺分館と大石分館はそれぞれ東と西の地域の中心館として本館に準じ、収集する。

7. 収集から除外する資料

- (1) 人権への配慮に欠ける資料や公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料
- (2) 特定の機関、個人及び団体を中傷または宣伝するような資料
- (3) 内容が高度な学術書または特殊なもので、利用度が低いと予想される資料
- (4) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集、ゲームブック、書き込み式などの資料
- (5) 青少年に有害と見なされる資料
- (6) 館長が図書館資料として収集しないと判断したもの

8. 留意事項

この収集基準は、社会の動向、市民のニーズの変化に対応し、適宜見直しを図るものとする。

9. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この方針は、平成26年1月6日から適用する。

13 上尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成30年3月26日

第1 目的

上尾市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）は、上尾市図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する法人等（以下「雑誌スポンサー」という。）の情報を発信して雑誌スポンサーの社会貢献の場の提供と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保し、もって図書館資料の充実を図ることを目的として実施するものとする。

第2 雑誌スポンサー制度の内容

- 1 雑誌スポンサーは、図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を購入し、当該雑誌を市に提供するものとする。
- 2 上尾市図書館長（以下「図書館長」という。）は、雑誌スポンサーから提供された雑誌の最新号カバーの表面及び裏表紙並びに雑誌架に当該雑誌スポンサーに係る広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものとする。

第3 雑誌スポンサーの欠格事由

個人（事業を行う個人を除く。）及び次のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定がされている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定がされている者
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業又はそのおそれのある事業を行う者
- (5) 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）による入札参加停止の措置を受けている者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) その他雑誌スポンサーとして適切でないと図書館長が認める者

第4 掲載することのできる広告の内容

掲載することのできる広告の内容は、図書館の信頼及び公共性を損なうおそれのないもので、かつ、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令（条例を含む。）に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 利用者に不快の念又は不安を与えるもの

- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれのあるもの
- (11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのあるもの
- (12) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれのあるもの
- (13) 責任の所在が不明確であるもの
- (14) 内容が偽り又は不明確であるもの
- (15) その他図書館における広告として不適當であると図書館長が認めるもの

第5 応募時期

雑誌スポンサーの応募は、随時することができる。

第6 広告の掲載期間等

- 1 雑誌スポンサーに係る広告の掲載期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、当該期間満了の3月前までに図書館長、雑誌スポンサーのいずれからも別段の意思表示がない場合は、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 年度の途中から広告を掲載する場合の広告掲載開始月は、1本文にかかわらず、第9の2による雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定を受けた月の属する月の翌月とする。

第7 広告の規格

広告の規格は、図書館長が定める。

第8 申込方法

雑誌スポンサーになろうとする者は、上尾市図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に、雑誌に掲載する広告案及び業種等を明らかにする資料を添えて、図書館長に申し込まなければならない。

第9 雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定

- 1 第8による申込みがあったときは、第3及び第4に照らして審査の上、雑誌スポンサー及び広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、図書館長は、当該広告の内容に疑義があるときは、当該申込者に広告の内容の修正を求めることができるものとする。
- 2 雑誌スポンサー及び広告掲載の可否の決定の結果は、上尾市図書館雑誌スポンサー及び広告掲載決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

第10 雑誌の選定及び覚書の締結

第9の2により雑誌スポンサーとなることの決定が通知された者は、図書館長が選定した雑誌のリストから自己の広告を掲載しようとする雑誌を選定した上で、市と雑誌の提供及び広告の掲載に係る覚書を締結しなければならない。

第11 雑誌の購入代金の支払等

- 1 雑誌スポンサーの提供する雑誌の購入代金は、第10による雑誌の選定後、図書館長が指定する納入業者に雑誌スポンサーが直接支払うものとする。
- 2 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊、廃刊等になった場合は、雑誌スポンサーと図書館長との協議により、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

第12 雑誌スポンサーの責務

- 1 雑誌スポンサーは、その広告の内容が第三者の権利を侵害することのないようにしなければならない。

- 2 雑誌スポンサーは、その掲載される広告の内容に著作権その他の知的財産権を有しているものが含まれるときは、あらかじめ、当該知的財産権の使用に関し、適正な事務処理を済ませていなければならない。
- 3 雑誌スポンサーは、雑誌に掲載した広告の内容に関しては、一切の責任を負わなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、第三者から当該公告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において、これを解決しなければならない。

第13 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定の取消し

- 1 図書館は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、第9による雑誌スポンサー及び広告掲載の決定を取り消すものとする。
 - (1) 掲載された広告の内容により市に行政運営上の支障が生ずるおそれのあるとき。
 - (2) 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定があった後、図書館長が指定する期日までに、第10により市と覚書を締結しないとき。
 - (3) 雑誌スポンサー及び広告掲載の決定があった後、図書館長が指定する期日までに、図書館の雑誌コーナーに配架するための雑誌を市に提供しないとき。
 - (4) 雑誌スポンサーが第3のいずれかに該当することとなったとき。
 - (5) 掲載された広告の内容に関して第4に掲げる事実が判明し、又は新たに出現したとき。
- 2 図書館長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、上尾市雑誌スポンサー及び広告掲載取消通知書（第3号様式）により、当該雑誌スポンサーに通知するものとする。

第14 雑誌の返品

雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、返品しない。ただし、雑誌スポンサーの責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、その全部又は一部を返品するものとする。

第15 雑誌の所有権

雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

第16 委任

この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサーに関し必要な事項は、図書館長が定めるものとする。

第17 実施期日

雑誌スポンサー制度は、平成30年4月1日から実施する。

上尾市図書館要覧
令和5年度

令和5年6月発行

編集・発行 上尾市図書館
〒362-0037
上尾市上町一丁目7番1号
電話 048-773-8521
FAX 048-776-7330